## 機関承認制度の導入について

A

## 特定船員教育機関

(日本と承認取極を締結したSTCW条約締約国)

- ・原則、商船大学等の船員を養成する機関
- ○次の事項について、調査・評価の上、適切であると認められ たものについて、承認試験等が免除
  - ・教育内容(カリキュラム、教育施設・設備、教育方法等)
  - ・卒業者の当該国における海技試験合格率
  - ・当該教育機関を管轄する主管庁の評価



卒業

乗船履歴1年以上

教育機関認定に係る手続き

日本船主協会【第1段について ~23.6まで】

- ・教育機関選定に係る要望の提出
- ・教育機関に関する情報提供



国土交通省【第1段について ~23.夏目途】

- ・要望のあった教育機関の整理・選択
- ・教育機関に対する現地調査
- ・現地調査結果を踏まえた評価・認定
- ・フォローアップ調査(概ね5年ごと)

В

STCW条約締約国資格証明書取得



(c

国内海事法令講習









Cを満たす者に承認証交付

※制度導入当初は2・3等航海士/機関士の職務を対象とし、上級の職務への適用については、導入後の実態を踏まえつつ検討。